

令和5年 第16回

川西市教育委員会（臨時会）議事録

川西市教育委員会

○ 会議日程・付議事件	-----	1
○ 出席者	-----	2
○ 説明のため出席を求めた者	-----	3
○ 議事録作成者	-----	3
○ 審議結果	-----	4
○ 会議の顛末（速記録）	-----	5 ~ 8

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和5年8月30日（水） 午後2時00分

場 所 川西市役所 202会議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2	議案第29号	丹波少年自然の家事務組合の解散に係る市議会からの意見聴取について	
3	議案第30号	丹波少年自然の家事務組合規約の変更に係る市議会からの意見聴取について	

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中西 哲
教育推進部理事（教育保育推進担当）	福本 靖
教 育 推 進 部 副 部 長	岩脇 茂樹
教 育 推 進 部 副 部 長	下内 卓夫
（ 教 育 保 育 担 当 ）	
教 育 総 務 課 長	樋口 大造
教 育 政 策 課 長	的場 秀樹
教 育 保 育 課 長	井口 俊也
（ 教 育 保 育 事 務 調 整 担 当 ）	

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	金森 隆介
---------------	-------

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 29	丹波少年自然の家事務組合の解散に係る市議会からの意見聴取について	5.8.30	5.8.30	可 決
議案 30	丹波少年自然の家事務組合規約の変更に係る市議会からの意見聴取について	5.8.30	5.8.30	可 決

[開会 午後2時00分]

- 石田教育長 それでは、ただ今より、令和5年第16回川西市教育委員会（臨時会）を開会いたします。
- 「本日の出席者」をご報告いたします。本日は倉見委員が欠席でございます。
- なお、事務局職員の出欠につきましては、事務局から報告をお願いします。
- 教育総務課長 本日の事務局職員の出欠についてご報告申し上げます。本日は全員出席
（樋口） でございます。よろしくお願いいたします。
- 石田教育長 はい。次に、本日の「議事日程」につきましては、配布しております議
 事日程表のとおりであります。
- これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、佐々木委員、坂本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- 次に、日程第2、議案第29号「丹波少年自然の家事務組合の解散に係る市議会からの意見聴取について」であります。
- 事務局から説明をお願いします。
- 教育総務課長 それでは、議案第29号、丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協
（教育保育事 議の意見聴取についてご説明申し上げます。
務調整担当課 恐れ入りますが、議案書の3ページをお開き願います。本案は、丹波少
長） 年自然の家事務組合の解散に関して、地方自治法第290条の規定により
（井口） 議会の議決をするにあたり、地方教育行政の組織および運営に関する法律
 施行令第12条の規定により、本市議会議長より教育委員会の意見を求め
 られたものであります。
- 丹波少年自然の家事務組合の解散については、令和4年度末に構成市の
 尼崎市が脱退することをきっかけに、構成10市町の首長会議において、
 その後の組合の運営等について協議がなされましたが、令和5年度末を基
 本として、組合を円満に解散することで合意がなされたところでありま
 す。本市の多くの小学校も自然学校の開催場所として当該施設を利用していた
 ことから、丹波少年自然の家事務組合が解散することが決定した段階で他
 施設の利用が検討なされ、当該施設の利用は、令和3年度、令和4年度、
 それぞれ10小学校。5年度は1小学校の利用となったところでありま
 す。また、令和6年度以降の施設も確保されているところでありま
 す。解散の

経緯は以上のとおりであり、解散することにつきまして、異議なしとしております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石田教育長

はい。説明は終わりました。協議会等でも経緯等について、これまでもお話してきたところですが、改めて何か質問やご意見ありますか。

坂本委員

丹波少年自然の家が使えなくなることで、ほかのところに移動してると思うんですけど、施設までの距離が遠くなってやったりとか、取るのになんかちょっと難しくなるって聞いてたので、そこらへんでお困りのこととかはないんですかね。

教育総務課長
(教育保育事務調整担当課長)
(井口)

確かに、施設というのが、丹波少年自然の家よりも遠くなったりとかいう施設がたくさんあったりする中で、解散が決まった段階で、令和4年度からはもう他の施設に移る方向で一応考えていかれたところもあったりいうところありますので、特に令和5年度なんか見ても1小学校だけで、ほかは、ほかの施設に移っていったということで、取りにくいのも、取りあえずは一定確保できてるような状況で、6年度以降についても一応施設は確保できてるように聞いておりますので、若干施設が遠くなったりとか、不便になったりとか、周りの環境が変わって初めてのところで、慣れてた部分が今まではあったけども、それがなくなるということではデメリットみたいなところあるかと思っておりますけども、また落ち着けば一定安定してくるものと考えております。

以上です。

坂本委員

分かりました。

石田教育長

丹波少年自然の家は、川西の距離的にも割と便利が良くて活動しやすいところもあったので、先ほどもありましたけど、基本、10小学校程度は使っていたということ。それと、一回そこを使うと、教員のほうもそこでの活動が分かりやすいので引き続き活動が行われやすかったということもあって、影響が全くないことはないんですけども、ただ、県内の小学校の数も減ってきて、子どもたちの数も減ってきてということで、一時期のような、予約が全く取れないとかそういう状況は今、回避されてるかなというふうには考えています。

ほか、何か。

治部委員 　　今回は、解散がもう決定した上でのお話だと認識してます。今後、教育施設として使っていくのであれば、どこの自治体がどのように管理をしていくかみたいなのところと、それに対して川西市がどのように援助していくかみたいなの、そのへん、いま一度お聞かせいただけますか。

石田教育長 　　今分かる範囲でいいですので。

教育保育事務調整担当課長（井口） 　　次の議案にも関わってくる場所であるかと思うんですけども、一定解散後の施設の利用については、丹波市が一応窓口しておりますから、運営のほうを承継していくというような形で今、考えておまして、丹波市さんのほうが次の事業者のほうと今、調整のほうをされていきますので、自治体はどんな形の利用なるかいうのもまだ決まってないところだと思いますけども、一定施設を有効活用していくということには変わりはないかと思えます。ただ一方で、もともと長期の計画の中では、修繕が必要な箇所があったりとかいうところで、もともとの10市町の中でも、今後の改修計画というような形で、一定費用負担せないかんという形になっておりましたので、その部分については継続的に丹波市が使うというような形になりますけども、一定の費用はそれぞれの10市町の中で、人口割りであったりとかいう中で一定負担をしていくという、そんな考えでは合意はなされておるところと聞いております。

　　以上です。

石田教育長 　　よろしいですか。

治部委員 　　ありがとうございます。

石田教育長 　　それでは、今の議案について、ご異議なしということでよろしいですか。

（「異議なし」の声）

石田教育長 　　はい。ご異議なしと認めます。よって、議案第29号につきましては可決されました。

　　次に、日程第3、議案第30号「丹波少年自然の家事務組合規約の変更に係る市議会からの意見聴取について」であります。

　　事務局から説明をお願いします。

教育保育事務調整担当課長 続きます。議案30号、丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議の意見聴取についてご説明申し上げます。

(井口)

恐れ入りますが、議案書の7ページをお開き願います。本案は、丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関して、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をするにあたり、地方教育行政の組織および運営に関する法律施行令第12条の規定により、本市議会議長より教育委員会の意見を求められたところでございます。

詳細につきましては11ページをご覧くださいと思います。規約の変更の理由は、丹波少年自然の家事務組合が解散することに伴いまして、規約を変更する必要性が生じたものでございます。規約の変更内容は、解散した場合の事務の継承と、決算審査について定めた条文の追加であります。解散後の事務は丹波市が承継し、決算については丹波市の監査委員が審査をし、丹波市の議会の認定を付すこととしております。

規約変更の内容については以上のおりであります。規約を変更することにつきまして、異議なしとしております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石田教育長

はい。先ほどの質問に係る部分もあったんですけども、何かご質問、ご意見等ありませんか。よろしいですか。何かいいですか。

ということで、丹波市が承継していく形になって、施設の活用、もちろん維持もしていかなければならないんですけど、そういう形になるということです。

それでは、説明は終わりましたので、承認するという形で、ご異議なしということでよろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

はい。ご異議なしと認めます。よって、議案第30号につきまして、可決されました。

以上で、本日の議事は全て終わりました。これをもちまして、第16回川西市教育委員会(臨時会)を閉会いたします。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

[閉会 午後2時10分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和5年9月21日

署名委員 佐々木 歌織 ⑩

坂本 かおり ⑩